

大塚 建雄 議員



財政安定化への見通し及び合併効果のための方策の具体的計画

Q 合併から3年数ヶ月を経過し、本来ならば新たな計画のもとに村民が一丸となって村づくり邁進している姿を思い浮かべても当然かとも思っているところであるが、財政の内容を見てみると経常収支比率も17・18年度と年々増加の傾向にありその数値も94%を超え財政が硬直化し新村建設は勿論、本来の目的達成の為の政策の実施が停滞している観もあり、「合併して何も変わらん」と疑問視する住民の声も聞こえている。

こういった状況の中で行財政計画の中でも特に財政計画を今後どう具体的に組み込まれるのか

A **村長** 町村合併の所期の目的は、自治体の規模を拡大して財政基盤の強化を図り、また行政の効率化を目指したものであるが、国は合併特例債というアメと地方交付税の削減というムチを使い分け、三位一体の改革の下、大幅な削減を行った。

特に地方交付税の依存度が高い小規模町村は直撃を受けた。目的達成には、地方自治法は、「地方公共団体がその事務を処理するに当たって、住民の福祉の邁進に努めると共に、最小限の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない」と定めているが、今後更に規模拡大を目指して行政コストの効率化を進めるのか、行政改革によって自らを見直していくのか、いずれも将来像の地域のあり方をじっくりと見据えながら、常に方策を練っていくということが大事なことである。

Q これまでもいろんな議論をしてきたが、すべての根本は庁舎の一本化に懸かって

いるのではないかと思う。まず何よりもこれを最初に整理しない限りどんな改革も計画も意味を成さないのではないか。言い換えれば17年に合併しても24年までは7年間の合併以前の状態が続き、それからようやく新しい村づくりが始まるということになり、その間は合併前以上の様々な不便性、財政的負担、失望感を強いることになりはしないか。

次々と様々な行政に対する要望、要請、需要が高まる中、一刻も早くこの閉塞した状態を解消し住民が安心してゆだねられる村政を展開すべきだと痛感するところである。

今からでも遅くはなく早急に庁舎建設計画に着手し、それを基本とした行財政計画を立ててこそ本心に安心できる村づくりが可能になるのではないか。また、新庁舎については何も15億の費用は必要なく現在ある庁舎のどれかを再利用し低額の費用で増築すれば財政的にも殆ど影響はないのではないか。跡地利用を議論するより行財政の合理化を図るのが先決であり利用はそれから考えても十分だと思ふ。

A **村長** 合併したときに、9ヶ所の地域で座談会を行なった。村が破綻しないように行財政を進めていた、だいたいの意見があり、私は、基本的には新村合併計画に基づいて事業の推進をしたいと申し上げてきた。

三位一体の改革により状況も変わり、その後耐震問題が発生、その耐震調査も来月は全ての結果が出ることになっているが、庁舎の建設については23年度からはじめようということを考えており、今すぐにでも検討にという話もあるが、任期もあと限られたことであるので、気持ちとしては23年度からということに変わりはしない。

それから、財政の健全化も指摘いただいているが、村民からも「合併をして良かった」というような声が聞こえていないことは充分承知しているが、やはりできるだけの努力と、他には言葉も選べない。

